

**日本・東京都産業労働局と  
アメリカ合衆国・テキサス州経済開発観光局との  
中小企業の相互支援におけるより緊密な協力に関する覚書**

東京都産業労働局とテキサス州経済開発観光局は、双方の中小企業による相互の市場への事業展開、業務提携・共同研究によるイノベーションの促進や直接投資による雇用創出促進を目的として、本覚書に基づき、以下の内容に取り組むよう努めるものとする。

**1 取組事項**

- (1) 海外の中小企業に対する支援機関・支援者情報の提供及び紹介
- (2) 関連する地域の関係機関・関係者に対する事業周知
- (3) 海外の中小企業による会社設立や販路開拓に必要となる書面作成の情報提供を含む受入市場における行政手続支援
- (4) 受け入れ地域で予定されているビジネスマッチングイベント、関連する産業の見本市・展示会、商品・サービスの展示スペースに関する情報提供
- (5) 海外の中小企業の現地エコシステムへの参入を促進するための地元の企業、スタートアップ、投資家及び大学との関係構築促進支援
- (6) 海外の中小企業の従業員とその家族に向けた日常生活全般に関する情報提供（医療、教育及び居住関連手続きを含む。）

**2 有効期間**

本覚書の当初有効期限は、覚書の締結日から2023年3月31日までとするが、当事者によって更新される場合もある。

**3 最終規定**

- (1) 本覚書は日本及び東京都並びにアメリカ合衆国及びテキサス州における一般的な法律や規制に基づいている。
- (2) 本覚書は相互に有益な関係を構築していきたいという当事者同士の希望に基づくものであり、法的拘束力をもつものではない。また、いずれの当事者に対してもいかなる金銭的責務を課するものではない。

- (3) 本覚書の解釈や実行にあたり、定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、両当事者間の協議によって解決を図るものとする。
- (4) 本覚書は、両当事者間又は東京都若しくはテキサス州の他の部局や機関の間の既存の取り決め又は覚書を排除するものではない。
- (5) 各当事者は、裁量により、それぞれの財源と人員の範囲内で、各当事者の法規制に従い、本覚書に基づく協力事業を実施する。

本覚書は、双方に等しく有効な日本語及び英語の書面各2通を以て、2022年1月27日東京及びオースティンにて署名された。

東京都産業労働局

テキサス州経済開発観光局

産業労働局長 坂本 雅彦

経済開発観光局長 Adriana Cruz